

いばらき出会いサポートセンターふれあいパーティー実施要項

いばらき出会いサポートセンター（以下「センター」という。）規約第4条第1項第3号に定めるパーティー、イベントの実施（以下「パーティー等」という。）については、別に定めるもののほか、この要項によるものとする。

（目的）

- 1 センターは、出会いの場を創出するため、県、市町村、関係団体及び企業等（以下「関係団体」という。）の協力を得て、パーティー等を実施するものとする。

（参加者）

- 2 センターは、パーティー等に、センターの会員以外の者も参加させることができるものとする。

（経費）

- 3 センターは、パーティー等に要する経費については、当分の間、人件費を除く直接的な経費について、原則として、パーティー等の参加者に負担させるものとする。

また、パーティー等への参加者が決定した後の参加者の欠席、又は、一定期間経過後の参加辞退については、原則としてキャンセル料を負担させるものとする。

（共催、後援の要請）

- 4 センターは、パーティー等を実施するにあたり、必要に応じて、関係団体に共催又は後援を要請するものとする。

（共催、後援の協力）

- 5 センターは、パーティー等を実施しようとしている関係団体（以下「主催者」という。）から、共催、後援の要請があった場合は、これに協力するものとする。

この場合、センターは、パーティー等の内容を審査し、別表「共催・後援審査基準」に適合していることを確認しなければならないものとする。

（申請）

- 6 主催者からの要請について、センターは、開催前40日までに様式第1号による依頼書を提出させるものとする。

（変更）

- 7 主催者は、共催等の承認を受けたパーティーを中止、または変更する場合には、速やかにセンターにその旨を届け出るものとする。

（実績報告）

- 8 センターは、パーティー等の終了後、すみやかに主催者から様式第2号による実績報告書を提出させるものとする。

（共催、後援等の取消し等）

- 9 センターは、共催等の承認後に、審査基準の規定に違反する事実が認められるとき、又はその他不適当な行為があったと認めるときは、共催又は後援を取消すものとする。

事業実施後に審査基準の規定に該当したことが認められたとき、又はその他不適当な行為があったと認めるときは、以後その団体に対する共催又は後援を承認しないものとする。

(共催及び後援の定義等)

10 共催及び後援の区分は、おおむね次により行うものとし、主催者と協議して決定するものとする。

(1) 共催

パーティー等の企画・運営に参画し、必要に応じてスタッフの派遣及び経費の分担を行う。

(2) 後援

パーティー等の趣旨に賛同し、必要に応じて広報等の協力を行う。

(その他)

11 この要項に定めるもののほか、取扱いに関し必要な事項は、センターが別に定める。

付 則

この基準は、2011年2月1日から施行する。